

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学則 平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条～第95条 省略（現行どおり）</p> <p>第96条 授業科目の区分は、次のとおりとする。 <u>一 教養科目</u> 本学の学生に共通する授業科目で、大学生として普遍的教養・市民的教養の育成を目的とするもの。 <u>二 専門科目</u> <u>ア 基礎・専門教養科目</u> 学科専門科目の履修を円滑に行うための、専門教育の基礎となる授業科目及び専門科目に密接に関わる教養の育成を目的とする授業科目 <u>イ 学科専門科目</u> 専門の学術を履修させるための授業科目</p> <p>2 授業科目の名称及び単位数については、当該学部が別に定める。</p> <p>第97条 省略（現行どおり）</p> <p>第98条 学生は、在学期間中に、卒業の要件となる単位数として、次の各号に掲げる授業科目の区分ごとに定められた単位数を含め、124単位以上を修得しなければならない。ただし、獣医学科の学生については、201単位以上を修得しなければならない。 <u>一 教養科目</u> 別表第8に基づき当該学部において定められた単位数以上。ただし、この場合において単位数が32単位に満たないときは、専門科目のうち基礎・専門教養科目を含めて32単位以上 <u>二 専門科目</u> 当該学部において定められた単位数以上</p> <p>2 学生は、前項に定める卒業の要件と単位数のうち、自由選択単位として前項各号に掲げる授業科目のうちから、当該学部において定められた単位数</p> <p>3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第28条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、獣医学科の学生については、201単位のうち79単位を超えないものとする。</p> <p>第99条～111条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	<p>国立大学法人東京農工大学学則 平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条～第95条 省略（現行どおり）</p> <p>第96条 授業科目の区分は、次のとおりとする。 <u>一 全学共通教育科目</u> <u>イ 本学の学生に共通する授業科目で、普遍的教養の育成を目的とする授業科目</u> <u>ロ 専門科目の履修を円滑に行うための専門教育の基礎となる授業科目</u> <u>二 専門科目</u> 専門の学術を履修させるための授業科目</p> <p>2 授業科目の名称及び単位数については、当該学部が別に定める。</p> <p>第97条 省略（現行どおり）</p> <p>第98条 学生は、在学期間中に、卒業の要件となる単位数として、次の各号に掲げる授業科目の区分ごとに定められた単位数を含め、124単位以上を修得しなければならない。ただし、獣医学科の学生については、201単位以上を修得しなければならない。 <u>一 全学共通教育科目</u> 当該学部において定められた単位数以上 <u>二 専門科目</u> 当該学部において定められた単位数以上</p> <p>2 学生は、前項に定める卒業の要件と単位数のうち、自由選択単位として前項各号に掲げる授業科目のうちから、当該学部において定められた単位数</p> <p>3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第28条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、獣医学科の学生については、201単位のうち79単位を超えないものとする。</p> <p>第99条～111条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

現 行		改 正 案	備 考
別表第8(第98条関係)		別表第8 (第98条関係) 削除	
教養科目の分類	単 位 数		
基礎ゼミ	2単位		
融合科目	2単位		
分野別科目	6～10単位以上		
人文社会科学科目	6～8単位以上		
自然科学科目	4単位以上		
リテラシー科目	8単位以上		
スポーツ・健康科学科目	1～2単位以上 (3単位まで)		

附 則 (21 教 規則第19号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の単位数及び授業科目の区分については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。